

令和5年度第4回沖縄地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和5年8月14日(月) 16:37~17:18

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)

3 出席者

公益代表委員 4名(岩橋培樹、上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、敬称略)

労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)

使用者代表委員 5名(親川進、佐久本和代、田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)

事務局 5名(西川労働局長、嘉数労働基準部長、小池賃金室長、
宜間賃金室長補佐、柴垣労働基準監督官)

4 議題

(1) 特定(産業別)最低賃金の必要性の検討結果等について

(2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)

(3) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告、答申)

(4) その他

5 添付

- ・「第4回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)」
- ・「沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)(写)」
- ・「沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」
- ・「沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)(写)」

第4回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

○小池賃金室長

定刻を過ぎておりますが、これより、令和5年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

はじめに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員が4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名でございます。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄地方最低賃金審議会の委員の定数は15名でございますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

それでは、これからの議事進行を島袋会長にお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

○島袋会長

はい、委員の皆様お疲れ様です。

令和5年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は喜納委員、使用者側委員は親川委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは議題1、「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等について」に移ります。

「沖縄県新聞業外3業種の産業別最低賃金改正決定の必要性の有無」について、8月9日に開催されました運営小委員会において審議いたしました検討結果が、当審議会へ報告されております。

運営小委員会からの報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

お配りしている資料1でございます。

そちらに報告書を添付していますので、読み上げたいと思います。

沖縄地方最低賃金審議会会長殿

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会、委員長、島袋秀勝

沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(報告書)でございます。

当委員会は、令和5年7月31日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を

重ねた結果、下記の特定(産業別)最低賃金については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しなかったことを報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、別紙のとおりである。

「記」とありまして、沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金、沖縄県糖類製造業最低賃金でございます。

委員の読み上げは、省略いたします。

以上でございます。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたように、運営小委員会の審議において、すべての業種において労使の意見が分かれ、全会一致での結論を得ることができませんでした。

従いまして報告書のとおり、当審議会として、「沖縄県新聞業外3業種の特定(産業別)最低賃金の改正の必要性なし」との結論に至りました。

そのような結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、沖縄県新聞業最低賃金外3業種について、特定(産業別)最低賃金の改正の必要性なしとして、沖縄労働局長に答申したいと思います。

事務局が答申文(案)を配布いたします。

しばらくお時間をいただきたいと思います。

(事務局、答申文(案)を配布)

○島袋会長

委員の皆様のもとへ、答申文(案)が配布されております。

ご確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(意見、修正なし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、議題2「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)」に移ります。

事務局において、準備をお願いいたします。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

○島袋会長

令和5年8月14日

沖縄労働局長 西川昌登殿

沖縄地方最低賃金審議会 会長島袋秀勝

沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正改定について(答申)

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問があった下記の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金、沖縄県糖類製造業最低賃金

以上でございます。

(島袋審議会会長から西川労働局長へ答申文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

それでは、議題3「沖縄県最低賃金の改正決定について」に移ります。

先ほど行われました第7回沖縄県最低賃金専門部会において、改定額が全会一致で決まらなかったことから、専門部会における審議結果を本審議会で検討し、本審議会における最終結果をもって、沖縄労働局長に答申を行いたいと思います。

それでは、お手元に専門部会報告書の写しが配布されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

お配りされていると思いますが、「沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書」(写)について読み上げさせていただきます。

沖縄地方最低賃金審議会会長殿

沖縄地方最低賃金審議会 沖縄県最低賃金専門部会

部会長 島袋秀勝

当専門部会は、令和5年7月3日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったため別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名が書いていますが、省略いたします。

審議経過について説明いたします。

別紙でございます。

1として、第1回専門部会、令和5年7月20日。

部会長、部会長代理の選出、運営規程(案)について

事業場実地視察の実施及び関係参考人の意見聴取の方向性

今後の審議日程について

2として、第2回専門部会、令和5年7月25日、27日。

飲食業、旅館・ホテル業、クリーニング業の3事業場に、事業場実地視察を実施。

3として、第3回専門部会、令和5年7月31日。

労働者側2名、使用者側1名から、参考人意見聴取を実施

令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果報告

4として、第4回専門部会、令和5年8月3日。

改正額の提示・調整。

労働者側提示、853円を47円引き上げ900円、使用者側提示、853円を20円引き上げ873円。

5として、第5回専門部会、令和5年8月7日。

改正額の提示・調整。

労働者側提示、853円を47円引き上げ900円、使用者側提示、853円を33円引き上げ886円。

6として、第6回専門部会、令和5年8月9日。

改正額の提示・調整。

労働者側提示、853円を43円引き上げ896円、使用者側提示、853円を38円引き上げ891円。

7として、第7回専門部会、令和5年8月14日。

改正額の提示・調整。

労働者側提示、853円を43円引き上げ896円、使用者側提示、853円を38円引き上げ891円。

全会一致に至らなかったため、労側、使側の提示額について採決。

896 円について賛成は 5 名、891 円について賛成は 3 名。

別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添が、最後でございます。

(1)、中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた 5 つの取組」(令和 4 年 2 月、中小企業庁)に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

(2)、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続の簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(3)、ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 43 円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から専門部会報告書の説明がありました。

これについて、ご質問があればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので、それでは、本審議会の結論を採決により取り決めたいと思います。

それでは、採決に移ります。

現行 853 円を 43 円引き上げて 896 円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

賛成 8 名になります。

続きまして、現行 853 円を 38 円引き上げて 891 円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

賛成 5 名になります。

ありがとうございます。

それでは、採決の結果、現行の時間給 853 円を 43 円引き上げて 896 円とすることで、最終的に結論を出したいと思います。

また、専門部会報告書において要望事項が添付されておりますが、答申書にその内容を盛り込みたいと考えております。

これについて、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは事務局において、答申文(案)を作成していただきたいと思います。しばらくお時間をいただきたいと思います。

(事務局、答申文(案)作成、配布)

○島袋会長

委員の皆様の下に答申文(案)が配布されております。

ご確認をお願いいたします。

(答申文(案)内容確認)

○島袋会長

委員の皆様の下に配布されております、答申文(案)でよろしいでしょうか。

(意見、修正なし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、この内容で答申をいたします。

事務局準備をお願いいたします。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

○島袋会長

令和5年8月14日

沖縄労働局長 西川昌登殿

沖縄地方最低賃金審議会 会長 島袋秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月3日付け沖労発基 0703 第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改正の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和3年10月8日発効の沖縄県最低賃金(時間額820円)は、令和3年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

別紙1でございます。

沖縄県最低賃金

1、適用する地域、沖縄県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間896円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及

び家族手当

6、効力発生の日、法定どおり

別紙2でございます。

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1、地域別最低賃金

(1) 件名、沖縄県最低賃金

(2) 最低賃金額、時間額 820 円

(3) 発効日、令和 3 年 10 月 8 日

2、生活保護水準

(1) 比較対象者、18 歳から 19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度、令和 3 年度

(3) 生活保護水準(令和 3 年度)

生活扶助基準(第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時補助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額、94,676 円。

3、生活保護に係る施策との整合性について

上期 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

次に、別添の付帯事項でございます。

(1)、中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた 5 つの取組」(令和 4 年 2 月、中小企業庁)に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

(2)、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続の簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(3)、ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 43 円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

以上でございます。

(島袋審議会会長から西川労働局長へ答申文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

ただいま、答申が終了いたしました。

ありがとうございます。

局長の方から一言、ご挨拶があれば、お願いします。

○西川労働局長

ただいま、島袋審議会会長から、令和5年度の沖縄県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。

一言ご挨拶を申し上げます。

本年度の沖縄県最低賃金の改正につきましては、7月3日の第1回本審議会におきまして、私から諮問をさせていただきました。

その後、台風6号の影響による開催日程の遅れもありまして、過密な審議日程の中で、島袋会長をはじめ委員の皆様には、慎重かつ真摯にご議論をいただきましたことを、まずもって感謝を申し上げます。

沖縄県の最低賃金の改正決定の調査審議に関しましては、最低賃金法に規定をされた3要素、また、中央最低賃金審議会で示された目安、それから県内の経済情勢、雇用情勢、特に中小企業、小規模事業者等の置かれている状況を含め総合的に勘案し、今回、時間額として896円の答申をいただきました。

まず、我々、労働局としましては、この答申を十分踏まえ、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続きを進めさせていただきたいと思えます。

また、今回の答申の中に、3つの付帯決議をいただきました。

付帯決議事項のうち、2番目に記載がございます、業務改善助成金につきましては、中央最低賃金審議会の答申の中でも、対象事業所の拡大、小規模事業者が活用しやすくなるような拡充、それと相対的に最低賃金が低い地域への重点的な支援といったことも要望されておりまして、現在、厚生労働省の本省では、要望を踏まえた検討を進めていると聞いております。

我々労働局としては、その検討結果を速やかに周知するとともに、県内事業者の皆様の賃上げに向けた環境整備に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

また、1つ目の労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取り組みのさらなる強化。

それから3つ目でございます、公共調達契約の相手方への最低賃金改定に伴う契約変更に関する協議の要望につきましても、国・地方公共団体など関係機関に対し強く働きかけを行い、協力をしっかりと要請していきたいと考えて

おります。

いずれにしましても、我々労働局におきましては、今後、改正の手続きを進めさせていただく中で、この付帯決議の内容も十分踏まえ、最低賃金の引上げのための環境整備に万全を期したいと考えております。

最後になりますが、タイトな審議日程に関わらず、真摯なご議論をいただき、本日、答申をまとめていただきました島袋会長はじめ委員の皆様に対して、重ねて御礼を申し上げますとともに、今後とも、労働行政に対して円滑な推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日まで、誠にありがとうございました。

○島袋会長

西川労働局長、ありがとうございました。

それでは、次に、次第4「その他」とありますが、事務局から何かございませんでしょうか。

○小池賃金室長

沖縄県最低賃金の答申内容に対する異議申し立てについてです。

本日から公示を行いまして、異議があった場合は、8月30日、場合によっては時間の調整は可能ですが、予定では9時30分から第5回本審にて異議申し立てに係る審議をお願いしたいと考えています。

また、異議申し出があった場合は、その時点で、委員の皆様にはご連絡申し上げますので、よろしくをお願いします。

8月30日に出席できない方がおられれば、調整できる場合は調整させていただきたいと思いますので、ご連絡いただければと思います。

また、同日、7月31日に諮問させていただきました、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金、沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定につきましてもご審議いただく予定となっております。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、異議があった場合の第5回本審の日程等について説明がありました。

これについて、ご質問等ございますか。

日程等の関係でご都合の悪い方は、事務局の方によりしくをお願いします。

○小池賃金室長

お盆の中日で申し訳ないです。

今現在、9時30分で予定していますが、必要であれば9時に繰り上げることも可能かと思えます、

9時30分でもあまり変わらないかも知れませんが、9時30分でもよろしいでしょうか。

○島袋会長

お盆の最中ですが、9時30分から予定します。

事務局から他にございませんか。

○小池賃金室長

ほかには、ございません。

○島袋会長

委員の皆様から、特に質問等ございませんか。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、お願いいたします。

○比嘉委員

最後にお時間いただいて、ありがとうございます。

今年も審議、ありがとうございました。

審議入りする前に、経営者協会の方で、多くの多業種の経営者の皆さんと色々と意見交換を行いますが、今、経営者が抱えている課題として「人手不足」があり、これは本当にどこの企業も悩んでいます。

経営者の皆さまから出てきた意見の中で、「人手不足は、確かに人手不足ではあるが、本当は人手不足ではなく人材不足なんだ。それで困っているんだ」という声が、今年度は多く出てきました。

つまり、労働者の人数が足りていないだけでなく、必要なスキルや技術を持つ人が足りていないということです。

それが、すごく私の心に残り、今回、審議入りしました。

生産性を上げて行かないといけないということで、労使一体となってやるべきことはたくさんあると思います。

経営者も、多様な人材を働かやすく、そして、ワークライフバランスを実現していくことに力を入れています。社員や働き手の皆さんも一人一人が自分のスキルアップをしていくような環境創りを、共に進めて行っていただきたいと思っています。

賃金が上がるという、経営者にとって痛みを伴う部分も多々ありますが、一人一人がワークライフバランスを実現し、このライフの時間でスキルアップできるような、学んでいけるような、専門性を上げていけるような、一人一人になるために、ぜひ皆さんの力をお借りしたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○島袋部会長

ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、石川委員お願いします。

○石川委員

はい、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

今回、我々、誰もが暮らしていける最低賃金を目指し、47円の引き上げ、900円という金額を最初提示させていただきました。

ただ、労使で金額の差が大きく、今回、お互いが歩み寄って我々も影響率など色々なことを勘案し、最後に5%というギリギリの数字を提示させていただきました。

今年の審議会だけでなくこの先のあるべき水準について、しっかり、次年度も議論をして行きたいと思っています。

働くことを軸とした安心社会を目指すことで、誰もが当たり前で生活できる水準を目指し、来年再来年と、また議論を深めていきたいと思っています。

本当に、今年の審議会も大変ではありましたが、皆さんありがとうございました。

○島袋会長

ありがとうございました。

(委員、挙手)

○島袋会長

喜納委員、お願いします。

○喜納委員

石川委員もお話ししていましたが、まず、使側の皆さん、労側の皆さん含め付帯決議を得たことについて、感謝したいと思います。

使側の皆さんについては、我々労働者の中には最低賃金額で働いている方もいますので、最低賃金が上がると生活が助かるということはおっしゃると思いますが、最低賃金が改定されてもなかなか貯蓄できる水準ではないため、すべて消費に回りますから景気のプラスになることも、ぜひ、頭に入れて接していただきたいと思います。

労側としても、少しでも生活水準が維持できる金額になっていけば、非常に有難いと思っています。

10月8日の最低賃金引き上げの際には、ぜひ、対象の労働者の方には、「最低賃金が引き上げされました」で結構ですが、ちゃんと時間給が上がりますからと声掛けをしていただけたらと思います。

先、比嘉委員がおっしゃったように、「賃金が上がるから、さらに生産性を上げるように一緒になって頑張ろうね」という声掛けもしていただけたらと思います。

強制はもちろん賛成しませんが、ぜひ、声掛けをしていただきたいです。

こう言った声掛けをする機会は、経営者の中にはある方もいらっしゃると思いますが、なかなかないと思います。

賃金を上げることの評価もさることながら、頑張りましょうという意味もあると思っていますので、そういう声掛けをして、ぜひ、継続的に力を合わせて、また、カルチャー企業が存続できるように、お互いに最低賃金の引き上げを生かしていただければ有難いと思います。

労働力不足は、労働者側もヒシヒシと感じています。

沖縄県の労働者の43%が、非正規、パートですから、正社員にかかる比重も非常に高いと聞いていて、長時間労働も増えています。

今後、沖縄県は、レジャー、スポーツ関係、医療関係の投資が増々増加すると聞いていますので、増々人手が足りなくなります。

そのため、最低賃金がどのような意味を持ち、どのような意義があるのか、今後、さらに話し合っていきたいと思っています。

まずは、労側の目指す1,000円達成。

労働者の方に沖縄に来てもらう、今いる方に長く働いてもらう、働いていない方に仕事に就いてもらう、そういう意味合いを持って最低賃金と一緒に臨んでもらえたら有難いと思います。

比嘉委員がおっしゃったスキルアップ、能力向上は、私も大賛成です。

ライフの時にどうするかは、労使できっちり話して、なかなか労働者の方に自分の生活時間で努力しなさいとは言えませんが、本人のためでもあるので、やり方をお互い工夫し労力アップをしながら、生産性を上げて行きたいと思います。

使用者側、労働者側、それから行政、公益の皆さんあわせて、これから色々な話し合いができれば有難いと思います。

今日まで、本当にありがとうございました。

○島袋会長

ありがとうございます。

(委員、挙手)

○島袋会長

田端委員お願いします。

○田端委員

先、比嘉委員が言われたことですが、確かに、労働力不足に加え人材不足が大きな問題になっている中で、一部大手企業が、これまで東京で行っていた採用を、子どもが少なくなったことにより、全国的に広げて行っています。

そういった状況の中で沖縄県の賃金が一番低いとなると、どうしても優秀な人材が外に出てしまいます。

そういった意味でも最低賃金は、沖縄の経済、企業を守るためにも、一定の額を確保しなければならないと思います。

全国最下位では、良い人材が外に出て行く危機感も我々の中では持っていますので、ぜひ、沖縄がこれまで最下位で良かったということではなく、これから沖縄で育ってくる人材が、沖縄で働きたいと言えるような最低賃金をお互い創っていったら良いと考えています。

以上です。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、比嘉委員、お願いします。

○比嘉委員

すいません。

誤解があったらいけないので、最後に一言だけ。

ライフの時間で学んでくださいという強制的なものではなく、やはり生産性を上げるためには、ワークとライフの相乗効果が大切です。

ライフの時間で早く帰って何もしない、そしてスッカラカンの引き出しがな
いまま会社に来るといふ毎日だと、生産性は上がらないので、そういった学び
に対して、自分でキャリアを築いていける、そういった一人一人を目指してい
く必要が、特に、日本においてはあるのではないかとということです。

これは、生産性の順番の中にも出ていますので、そういった働きかけを一緒
にやってほしいという意味でした。

ありがとうございます。

○喜納委員

長時間労働をやめて早く帰って、啓発活動できる環境を作ることは、私も大
事だと思っていますので、一緒にやっていきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○島袋部会長

ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

(特に、なし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議事は終了いたしましたので、第4回沖縄地方最低賃金審
議会を終了したいと思います。

委員の皆さま、長時間ありがとうございました。

本日は、大変お疲れ様でした。
ありがとうございました。



沖地最審第3号
令和5年8月14日

沖縄労働局長
西川昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問があった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）

沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）

沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）

沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）



沖地最審専第5号
令和5年8月14日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったため別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	島袋 秀勝	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	城間 貞	公認会計士

労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
喜納 浩信	U Aゼンセン沖縄県支部長
照喜名 朝和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

使用者代表委員

親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長 兼総務課長
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和5年7月20日）
 - ・ 部会長、部会長代理の選出、運営規程案について
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無、及び関係参考人（労・使）の意見聴取の方法決定
 - ・ 今後の審議日程について

- 2 第2回専門部会（令和5年7月25日、27日）
 - ・ 事業場実地視察【3事業場（飲食業、旅館・ホテル業、クリーニング業）】

- 3 第3回専門部会（令和5年7月31日）
 - ・ 参考人意見聴取（労側2名、使側1名）
 - ・ 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果

- 4 第4回専門部会（令和5年8月3日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を47円引上げ900円
 - 使側提示 853円を20円引上げ873円

- 5 第5回専門部会（令和5年8月7日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を47円引上げ900円
 - 使側提示 853円を33円引上げ886円

- 6 第6回専門部会（令和5年8月9日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を43円引上げ896円
 - 使側提示 853円を38円引上げ891円

- 7 第7回専門部会（令和5年8月14日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853円を43円引上げ896円
 - 使側提示 853円を38円引上げ891円
 - ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
 - 896円について賛成 5名
 - 891円について賛成 3名

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。



沖地最審第5号
令和5年8月14日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け沖労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和3年10月8日発効の沖縄県最低賃金（時間額820円）は令和3年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間896円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820円
- (3) 発効日 令和3年10月8日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準(令和3年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,676円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

820円(沖縄県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.816
(可処分所得の総所得に対する比率())=116,293円

() 令和5年7月12日、中央最低賃金審議会の「令和5年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。
- (2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。
特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。
さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。
- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。
このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。
その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。